

所管部課		市民環境部 市民課		部長		木 村 西	
件 名		東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する					
		規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 窓口の混雑緩和及び市民の利便性向上を目的として、コンビニ交付の行政サービスと同じ画面のタッチパネル型パソコンを設置し、請求書を記入することなく短時間で住民票の写し等を取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」（利用者操作用端末機）を導入するため、規則の一部を改正するものである。 (2) 主な改正内容 ① 規則の題名を「東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則」に改める。 ② 第4条の証明書等の発行日等において、利用者操作用端末機による発行は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで及び土曜日の午前8時30分から正午まで（ただし、戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで）とする旨規定する。 ③ 第5条の証明書等の交付請求等において、利用者操作用端末機による請求に際し、市長は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第38条第1項の規定による確認をし、当該請求が適正であると認めた場合は証明書等を交付する旨規定する。 ④ 附則において、規則名が変更になることに伴う、東大和市住民基本台帳事務取扱規則（平成24年規則第7号）の一部改正を規定する。 (2) 施行日 令和7年3月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等） 土曜開庁が廃止、水曜夜間開庁が開始については、別途一部改正を行う。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。